

議 事 日 程 (第 6 号)

平成28年3月14日(月曜日) 午後1時35分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算

議第14号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第15号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第19号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成28年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第21号 遊佐町行政不服審査法施行条例の設定について

日程第 3 議第22号 遊佐町災害対策基本条例の設定について

日程第 4 議第23号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第 6 議第25号 遊佐町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議第26号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第27号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第28号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第30号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第12 議第31号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第32号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第15 議第33号 損害賠償額の決定及び示談について

日程第16 議第34号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定について

日程第17 議第35号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について

日程第18 議第36号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について

日程第19 議第37号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定について

- 日程第20 議第38号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定について
 日程第21 議第39号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
 日程第22 議第40号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について
 日程第23 議第41号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定について
 日程第24 議第42号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 日程第25 議第43号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定について
 日程第26 議第45号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について
 ※人事案件の審議及び採決
 日程第27 議第44号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 ※発議案件の審議及び採決
 日程第28 発議第2号 県立高等学校の県外からの志願者受け入れに関する意見書の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 11名

不応招議員 1名

出席議員 10名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君

欠席議員 2名

11番	齋藤	弥志夫君	12番	堀	満弥君
-----	----	------	-----	---	-----

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	菅 原 聡 君	企 画 課 長	池 田 与 四 也 君
産 業 課 長	堀 修 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 啓 之 君	町 民 課 長	富 樫 博 樹 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員	高 橋 藤 正 君
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 正 樹 君	教 育 委 員	高 橋 藤 正 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	教 育 委 員	高 橋 藤 正 君

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 源 市 議 事 係 長 鳥 海 広 行 書 記 佐 藤 利 信

☆

本 会 議

副議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後1時35分）

副議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、11番、斎藤弥志夫議員と12番、堀満弥議員が欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

条例案件の審議に入ります。

日程第2、議第21号 遊佐町行政不服審査法施行条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町行政不服審査法施行条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第22号 遊佐町災害対策基本条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町災害対策基本条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第23号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第25号 遊佐町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第26号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第27号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第28号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第30号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第31号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 遊佐町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第32号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算7件について、予算審査特別委員会、土門勝子委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、土門勝子委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成28年3月14日

遊 佐 町 議 会

議 長 堀 満 弥 殿

予 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 土 門 勝 子

審 査 結 果 報 告 書

平成28年3月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算

議第14号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第15号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第19号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成28年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成28年度遊佐町一般会計予算ほか7件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

副議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算、議第14号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第15号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第16号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第17号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第18号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第19号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第20号 平成28年度遊佐町水道事業会計予算、以上8案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第15、議第33号 損害賠償額の決定及び示談についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 損害賠償額の決定及び示談についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第34号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 鳥海ふれあいの里保養施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第35号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第36号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第37号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

副議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 遊佐町ふれあい広場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第38号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 遊佐町十六羅漢公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第39号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町総合交流促進施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議第40号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議第41号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 ゆざ元町地域交流センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第42号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議第43号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議第45号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「1番」の声あり)

副議長(土門治明君) 賛成ですか、反対ですか。

(「反対討論を行います」の声あり)

副議長(土門治明君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(土門治明君) ほかにないようですので、ただいま申し出のあった1番、齋藤武議員の反対討論を許可いたします。

1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 議第45号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得について、大変残念ながら反対の立場から討論を行います。

最初に申し上げたいことは、この議案は町によれば約1万平方メートルに及ぶ住宅等建設計画の一部にすぎず、この議案単体で事の是非を論じることは極めて困難であるため、必要な周辺部に触れながら、以下説明を申し上げたいと思います。

若者向けの住宅を建設する事情とは、文字どおり町民が長らく待ち望んでいた人口の減少を緩和させるためにも重要な事業であります。しかし、その重要さとは裏腹に建設の全体計画は、特に昨年度から今にかけて大きく膨らんだにもかかわらず、町から議会に対しこれまでの慣例に照らすと説明や資料提供は極めて限定的でした。ともに働く協働の町の議員として、残念なことであります。

加えて、今回取得を目指す土地は、繰り返しますが、全体計画の一部にすぎません。残余の土地につい

ては、現在所有権の帰属をめぐる民事訴訟係争中の物件があるとされ、いつ紛争が終結するか不透明であります。町は裁判が終結後に取得する意向のようですが、登記記録によればかなり以前から完全に所有権が移転していないことから、一般論としても事前に訴訟の可能性が予見できる物件であり、行政が有すべき計画性や安定性の面から大きく逸脱した動きになってしまっています。

さらに、今回暫定的に取得するという土地の当面の用途は駐車場とされています。確かに町民体育館等で大きな催しがある場合、その駐車場不足は以前から指摘されておりました。しかし、それは以前からの指摘であり、そのとおりそもそも以前から駐車場の整備に着手すべき問題です。しかも、今回の土地を仮に駐車場にしても、大きく奥まった箇所になり、利便性には甚だ難があります。そして、今後もし一旦駐車場になった土地に住宅が建設されることになれば、誰でも自由に使える駐車場が大きく削減される可能性があります。町民体育館周辺の土地は広く全体計画を持って用途が考慮されるべきものであり、その場、その場での対応は一貫性を欠き、住民が混乱し、計画行政からほど遠いものです。

私は、今回一般会計当初予算には賛成しましたし、若者定住住宅そのものは大いに建設すべきとの立場です。しかし、そのことと今回追加案件としてばたばたと提出された土地の取得とは、きちんと切り分けて検討すべきと考えます。この45号議案を今否決しても、住宅の建設は直ちに遅延しません。なぜなら、さきに触れたように町は取得した土地について当面駐車場として使うとしているからです。

土地を取得すれば、当然次に造成費用が発生します。残余地の取得や住宅本体の建設を含め平成28年度当初予算計画だけで約2億5,000万円規模のこの町にとっての大プロジェクトです。見切り発車で半端にスタートさせてずるずるといってしまってもよいのでしょうか。せつかくの若者のための住宅です。ここで一度仕切り直しをし、十分な資料に基づいて落ちついて議論をし、禍根を残さない住宅建設を、きちんと行うべきではないでしょうか。

議員一人一人の賢明な判断を心から願ひまして、反対の立場からの討論を終わります。

副議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより議第45号 若者定住町営住宅建設事業用地の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（土門治明君） 起立少数です。

よって、本件は否決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第27、議第44号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

副議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第44号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産

評価審査委員会委員の津田徳一郎氏の任期が平成28年3月31日で満了となるため、新たに村井美恵子氏を遊佐町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、提案するものであります。

以上、人事案件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

以上であります。

副議長（土門治明君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

副議長（土門治明君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後2時12分）

休 憩

副議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時18分）

副議長（土門治明君） さきに提案しておりました人事案件の審議を行います。

日程第27、議第44号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

副議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第28、発議第2号 県立高等学校の県外からの志願者受け入れに関する意見書の提出についての件を議題といたします。

（「議長、6番」の声あり）

副議長（土門治明君） 動議ですか。

6番（赤塚英一君） いいえ。発議に関しまして、内容的にはいいのですが、この発議を提出するに当たっての問題点が多少あるかと思しますので、そこをただしてから上程していただきたいと思ます。

副議長（土門治明君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） この意見書非常に内容的にはいいと思うので、議案に入る前に少し問題点あるのかなと思ましたので、これをただしてきちんとした形で法律的な根拠またその辺についてきちんと整理してから上程していただきたいと思まして、質問いたします。

まず初めに、この意見書です。当初2回目の議会運営委員会が開かれた後に、我々に議会の日程、議案等提出されました。その中に議員発議1件とありました。それとあわせて18日付で齋藤武議員が提出者としてこの県立高校の関する意見書が出てきました。その後議会が始まりまして、我々に示されたときには発議案件の部分が削除されていました。これは18日に一度提出してあったものが一旦取り下げられて、再度提出されたというふうに聞いております。これについて、どうしてこのような形になったのか、まず発議者のほうにお聞きしたいと思います。1点です。

もう一点。議案の提出と時期についてということであります。議員必携のほうには特に期日は明記しておりませんが、我々遊佐町議会のルールの一つとして議会運営の先例及び確認事項に関する冊子があります。この中の第2章、議案、この部分に条例案、意見書案、議決案等を提出する場合は文書案を添え議会運営委員会の開催前々日まで整備の上、議長に提出するものとするという文言がございます。18日にこれが提出されたという、同じ文面が18日に提出されているものがあるということは、議会運営委員会が当時19日に開会されていますので、前日に提出されたということになっております。なぜこれを18日に提出したのか。こういうルールがあるにもかかわらず、前日である18日に提出したのか。

もう一つ。これについて、これ賛成者も2人いるわけです。賛成者もこの時点で気づかなかったのか。そして、さらにこれが提出されて議会運営委員会で諮られたはずですが、諮られた上で我々に資料として提出されたものだと思っておりますけれども、なぜ議会運営委員会ではこれを当初そのまま受け付けしたのか、明確な理由があると思しますので、そこら辺をひとつお願いしたいと思います。

一旦取り下げられたと思うのですが、その後再度提出されました。先例及び確認事項では前々日という形でしているにもかかわらず、特段今今、きょうあすの話で緊急性が感じられるものであれば話は別ですが、特段そういうものではない。であれば、例えば臨時会この次もあるわけです。既にもう年度末に予定されています。まだ告示はなっていませんけれども、そういうところでも十分に合ったはずにもかかわらず、今あえて出してきた、それを議会運営委員会があえてここにのせてきた。この理由を、提出者及び議会運営委員会の委員長に質問したいと思います。

副議長（土門治明君） それでは、議会運営委員長が欠席しておりますので、議会運営副委員長の8番、佐藤智則副委員長のほうからご説明いたさせます。

8番、佐藤智則議員。

議会運営委員会副委員長（佐藤智則君） 今赤塚議員からいろいろとお尋ねがありましたけれども、議会運営委員会として一番最初に出された意見書の場合にやはり先例、遊佐町もいろいろ先例事項を持っているわけです。その先例事項に照らしたときに、日付が赤塚議員今お話の中であったようにやっぱり適切ではないのではないだろうかというようなことで、やはり我々遊佐町議会もしっかりとそういった先例でいろいろやってきた経緯の中で、これはやはりそうすべきではないかとのことで一つの議会運営委員会で話し合ったときに、まずこの日付の変更これは必要だろうということまず一つ。

それから、意見書の内容をいろいろ何度も個人的にも議運の中でもいろいろと文言を精査してみたときに、ひとつやっぱり本来の狙いどころ、いわゆるこういうふうにあらなければいけないのではないだろうかというところがもう少し具体的なことを必要視されるのではないだろうか、そういった意見もありました。そういうことから、文言の修正と日付の変更、これをもってやはり臨むべきであると、そんなことで

議会運営委員会で話をし、そして発議者に対してこのような議運の会議の中で意見が出ましたよと、そういうことを伝えてくださいということで、今新規に出されたこの意見書、それから日付等々になって、いろいろ赤塚議員からもあったように今の定例議会ですらなくてもいいのではないかなというようなそういう意見も確かに考え方の提出の仕方のタイミングがある、臨時議会等々もあるのではないかなという意見もありました。だけれども、やはりこれは発議者の一つの大事な議員の発議権限であって、それは我々議運でこうしなければだめだと、そういうことの話というような結論づけ方はいたすのはいかなものか。そういうことの中で今日に進めてまいった経緯であります、議運としての。

副議長（土門治明君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今、きょう委員長欠席しております。副委員長のほうからご説明ありました。確かに議員の発議の権利というものは保障されなければなりませんし、この内容も非常にタイムリーな話であることはありますから、非常にそれは重要だと思っています。しかし、そこでルールをではまげてもいいのかという話になってくると、また話は別だと思えます。今副委員長、日付が18日ではまずいということと変更を求めたということでした。日付の変更っておかしい話ではないですか。例えばミスプリント、記入ミス、これであればいいのです。受け付けを18日に一旦しているわけです。これを訂正してくださいというのはおかしい話だと思えます。これは大問題の話です。日付が問題なのであれば、日付が問題だから受け付けられませんかということで、一旦撤回してもらって、これが重要なはずで、議会運営委員会としては適切な判断だと思います、それが。これを変更してくださいというのはおかしい話なのです。新たに直し直すのだったら、それはそれでいいのでしょうか。でも、ここには前々日まで出しなさいというルールが書いてあるわけです。緊急で本当に今今もうタイムリミットが間近に控えていてどうしようもないのだよというのであれば、それはそれで結構です。ただ、内容がまずい、内容がもうちょっとこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということで訂正するのであれば、それは訂正として議員必携にもきちんと載っていますし、それは権利としてあります。しかしながら、日付まで直せというのはこれはいかなものかということです。この辺について、きちんとした法的な根拠、説明がなければ、遊佐町議会こんないい今案件を出そうとしているのに、後からやっぱりおかしいですよとひっくり返すようなことになってしまえばおかしい話になってきます。適切な判断と適切な方法で上程し、審議し、議決する、これが我々のやっぱり一番大切なところだと思うのですけれども、この辺はどのように考えていたのかお聞かせ願いたいと思います。

副議長（土門治明君） 暫時休憩いたします。

（午後2時30分）

休

憩

副議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時02分）

副議長（土門治明君） ただいまの議会運営委員会の協議につきまして、議会運営副委員長、8番、佐藤智則議員よりご説明願います。

8番、佐藤智則議員。

議会運営委員会副委員長（佐藤智則君） 先ほど少し誤解を招くような私の発言もあったやに思いますので、改めて赤塚議員に報告を申し上げます。

ただいまの発議第2号の経緯ですけれども、まず1つに、2月18日付で齋藤議員より発議提出がありました。2月19日の議会運営委員会において、先例確認事項により議運の前々日までであるため、今定例会の議案としないことにした。これが1つ議運の集約したことの結論でありました。

2、3月2日齋藤議員より、県の方針が今年8月で決定されることを考えると6月定例会では遅いし、3月の臨時議会でもまだ確定していない段階では、今定例会で決議したい旨、再度提出されました。

議運としては、3月7日議運を開催し、協議した結果、提案者の意をよしとし、今定例会の追加議案にしたところであります。これが議運のいろいろと協議してきた経緯であって、ただいま申し上げたようなことでございます。

副議長（土門治明君） 6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君） 今議会運営委員会開催していただきまして、論点を整理していただいて今の答弁になったというふうに判断させていただきます。やはりせっかくいい内容のものでも手順を間違えると全てが水の泡になる可能性って多々あります。特に議会運営委員会というのは議会に関する一切に対応する一番かなめである委員会であります。この委員会がやっぱりしっかりとした形で対応してもらわないと、議会そのものの信用性だったり、そういう部分が非常に問題になってくる可能性が出てきますので、ぜひ我々に必要な関連する地方自治法であり、会議規則であり、先例確認事項、こういうのをしっかりと確認してもらった上で対処してもらうのが重要だと思っております。また、必要であればちゃんとした手順で改正すればいいだけの話ですので、今前々日が問題であるのであれば、例えば一般質問等と同じような形で前日のほうがいいのであれば、きちんした形で改正すればいいだけの話ですので、この部分をしっかりといただいてぜひこの意見書、内容はとてもいいと思っておりますので、きちんした形で審議、採決していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（土門治明君） これにて6番、赤塚英一議員の質疑を終了いたします。

9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 難しい話ではないのですが、先ほどから遊佐高を愛する意見書ということで我々もありがたいことだなと思っておりますが、ここの提出する人が知事、それから教育長であります。もう一つお願いがあると。これに山形県議会議長を加えてほしいということが私の意見であります。議運を開かなくてもこれぐらいは何とかここで決めてほしいなというふうに思っておりますが、よろしくお願いいたします。

副議長（土門治明君） 9番、高橋議員にお願いします。この件に関しましては一応朗読して提案が終わってからの質疑になりますので、また再度お願いしたいと思います。

これにて9番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

副議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 発議第2号 県立高等学校の県外からの志願者受け入れに関する意見書の提出につきまして、議案提出者として趣旨をご説明申し上げます。

県立高等学校、以下高校と略します、はこれまで4月から保護者等とともに県内に転居することが確実な場合、3月の段階ではまだ県外に住んでいても県立高校を受験できた限られたケースを除き、県外の志願者を受け入れておりませんでした。ところが、1月9日の新聞報道で、県教育委員会は公立高校の入試内容などを見直す検討委員会の会合で2017年度入試から一部の学校で県外の志願者を受け入れる方針を決めたと伝えられました。しかし、同じ記事によれば、募集範囲の制限をなくすのは県内で唯一の学科を持つ高校が対象であり、このままの基準では、総合学科は複数の高校で設置されているため、遊佐高校は該当しないことになります。

遊佐高校は、改めて述べるまでもなく、昭和2年に当時の遊佐の人々が主体となって設立した実業公民学校を前身とし、間もなく創立90周年を迎える伝統校です。今でこそクラス数は少なくなりましたが、生徒の皆さんはインターンシップなどを通して地域に溶け込み、また少年議会やツデーマーチなど積極的にかかわっていただき、この町にとってなくてはならない高校として機能しています。

ただ、生徒数の確保にこしばかり苦慮してきたことは確かです。町による各種支援の効果もあり、幸いにこの春の志願者数は定員を上回るうれしい結果となり、直面していた廃校の危機はやや遠ざかりました。しかし、今後も全県的に高校入学者の総数は少ないまま、各高校はいずれも生徒数の確保に血眼であり、遊佐高校も少し油断すれば再び定員を大きく下回る可能性があります。庄内地域には複数の私立高校もあり、秋田県南部の公立高校も山形県側にこれ以上生徒を奪われまいと今後より必死になるでしょう。したがって、少ないパイを奪い合う消耗戦が続くことが大変危惧される状況です。

そうした中、生徒数の確保のため、公立高校であっても幅広い地域からの入学を認めることは、ある意味当然の方策です。全国に目を転ずれば、島前高校を初めとする島根県の19の県立高校がしまね留学として県外出身者を積極的に受け入れていることを代表例に、当該自治体以外からの生徒受け入れが広がってきています。そうした高校に共通するのは、特色ある学科であるか、または過疎地域の小規模校であるということです。

そこで、このたび山形県教育委員会で県立高校の志願者受け入れ方法を改定するに当たり、県内で唯一の学科を持つ高校に加え、遊佐高校のような町村部に位置する小規模校においても、保護者等の移住要件なく県外からの志願が可能となるよう要望するものです。

県教育委員会では、ことし8月までに新たな要項を定めるとしています。この動きにおくれることなく県教委に意見書を届けられる時期を考え、今定例会に意見書案を提出いたしました。当然意見書を届ければ事足りるものではなく、この意見書案は議会や遊佐町が総力を挙げてこれからさらに遊佐高校を応援していくための方策の一つであるべきと考えております。

また、この意見書を届ける以上、もちろんのこととして私たちはやまがた留学、もっと言えばゆざ留学が可能になることを想定し、今後は必要な体制整備の議論もすべきと思います。

議員各位の積極的なご賛同を心からお願い申し上げます。以上趣旨説明を終わります。どうぞよろし

くお願い申し上げます。

副議長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 届け先をもう一つ加えてほしいと、山形県議会議長殿ということでお願いしたいと。

終わります。

副議長（土門治明君） ただいま9番、高橋冠治議員から修正案が提案されました。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声多数）

副議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいまの9番、高橋冠治議員からの修正案について、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員です。

続きまして、修正案以外の原案につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」の声多数）

副議長（土門治明君） なしと認めます。

それでは、発議第2号につきましては、9番、高橋冠治議員の修正案以外の原案につきまして採決をいたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時19分）

休

憩

副議長（土門治明君） 会議を再開いたします。

（午後3時20分）

副議長（土門治明君） ただいま局長のご説明のとおりでございますので、採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。ただいま9番、高橋冠治議員の修正案以外の原案につきましての採決に入りたいと思います。原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

副議長（土門治明君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案の修正案を加えて可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第511回佐野町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年3月14日

遊佐町議会副議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 齋 藤 弥 志 夫